

障がい福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う指定申請手続

障がい福祉サービス事業者等の吸収合併等により、当該事業を実施する場合は、吸収合併等後の法人からの指定申請の手続きが必要です。

※北九州市、福岡市、久留米市の申請手続きは、各市へお問い合わせください。

※吸収合併等とは

吸収合併、吸収分割、新設合併、新設分割、事業譲渡

1 事前協議について

- ・吸収合併等が決まったら、速やかに申請窓口へ連絡を行い、事前協議の調整を行ってください。（連絡がない場合、事前協議はお受けできません。）
- ・事前協議では、以下の内容を確認します。
 - ① 吸収合併等の内容
 - ② 指定希望日
 - ③ 事業の実施体制 等

※設置者の変更のみの場合は、事前協議は不要です（申請窓口への連絡は必要です）。

2 申請書類の提出等について

（１）提出期限

- ・事前協議を終えたら、**指定希望月の前々月の１６日まで**に申請書類を提出してください。（期限までに指定された書類のすべてについて提出が必要です。）

（２）提出書類について

- ・指定申請をするには、次の書類に必要書類を添付の上、指定申請窓口へ提出してください。

<必須書類>

- ・指定申請書 ・登記事項証明書 ・誓約書（欠格事由・暴力団排除）
- ・事業の開始届 ・各種加算等に関する届出書

<必要に応じて提出する書類>

吸収合併等前の事業所から変更がある場合は、以下の書類を提出してください。

	変更内容	添付書類
①	事業所所在地の変更	他法に係る協議書、建物の登記簿又は賃貸借契約書の写し、平面図
②	事業所所在地の変更 (市町村が変更となる場合)	①に掲げる書類のほか、市町村の意見書 ※生活介護・就労継続支援Ａ・Ｂ型、児童発達支援・放課後等デイのみ
③	人員の変更	勤務形態一覧表、資格証の写し、実務経験証明書 研修修了証等の写し ※資格証や研修修了証の写しは、基準の確認に必要なもののみ提出してください。

④	その他	その他必要な書類 ※事前協議の際、指示します。
---	-----	----------------------------

※添付書類で写しを提出する場合は、**原本証明は不要**です。

(3) 申請内容の審査

- ・申請書類に不備等がある場合は補正を求めます。**補正の期限は指定希望月の前月の15日**となっていますので速やかな対応をお願いします。
- ・補正期限を過ぎても不備等が解消されない場合は、指定希望月に指定ができないことがあります。
- ・申請書類の審査に加え、開設予定事業所の現地確認を行います。(吸収合併等に伴い事業所を移転する場合のみ)

(4) その他

指定後は、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく、業務管理体制に関する届出及び情報公表対象支援等情報に関する報告を行ってください。

3 指定申請窓口について

(1) 指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設

事業所所在市町村	指定申請窓口
筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 TEL:092-513-5626 〒816-0943 大野城市白木原3-5-25
古賀市、糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 TEL:092-939-1592 〒811-2318 粕屋町戸原東1-7-26
糸島市	糸島保健福祉事務所 TEL:092-322-1449 〒819-1112 糸島市浦志2-3-1
中間市、宗像市、福津市、 遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分庁舎 TEL:093-201-4162 〒807-0046 水巻町吉田西2-17-7
直方市、飯塚市、宮若市、 嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方分庁舎 TEL:0949-23-3119 〒822-0025 直方市日吉町9-10
田川市、田川郡	田川保健福祉事務所 TEL:0947-42-9315 〒825-8577 田川市大字伊田松原通り3292-2

小郡市、うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎 TEL:0942-30-1072 〒839-0861 久留米市合川町 1 6 4 2 - 1
大牟田市、柳川市、八女市、 筑後市、大川市、みやま市、 八女郡、三潴郡	南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁舎 TEL:0943-22-6971 〒834-0063 八女市本村 2 5
行橋市、豊前市、京都郡、 築上郡	京築保健福祉環境事務所 TEL:0930-23-2970 〒824-0005 行橋市中央 1 - 2 - 1

(2) 指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所施設、指定一般相談支援事業所

福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）に所在する事業所 ※久留米市に所在する指定障がい児入所施設を含む	
福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 指定係	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3312 FAX 092-643-3304

(3) 指定計画相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所

- ・事業所が所在する市町村の窓口

(4) その他

政令市、中核市については、下記にお問い合わせください。

(参考)

北九州市に所在する事業所	
北九州市役所 障害者支援課	〒803-8501 北九州市小倉北区内 1-1 TEL 093-582-2424
福岡市に所在する事業所	
福岡市役所子ども発達支援課	〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 TEL 092-711-4178
久留米市に所在する事業所 ※指定障がい児入所施設を除く	
久留米市役所障害者福祉課	〒830-8520 久留米市城南町 15-3 TEL 0942-30-9035